地域防災計画　一部改訂概要

※ページ番号は、改訂前のページ番号を表示（カッコ書きは改訂後のページ番号）

【令和３年８月豪雨を踏まえて】

１．住民の避難意識を高める取組の実施

一般Ｐ27（Ｐ29）、地震Ｐ18（Ｐ19）

　災害時の心得として、正常性バイアス（危険な状況であっても、ちょっとした変化なら「日常のこと」として処理してしまう人間心理のこと）を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることを追加。

一般Ｐ95（Ｐ92）、地震Ｐ25（Ｐ27）

　住民自らが、避難情報や警戒レベル情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める旨明記。

　災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める旨明記。

一般Ｐ98（Ｐ95）、地震Ｐ27（Ｐ30）

　住民が適切な避難行動をとることができるようにするため、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める旨明記。

２．早期復旧に向けた取組の推進

一般Ｐ358（Ｐ357）、地震Ｐ76（Ｐ79）

　町の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案等を支援していただくため、必要に応じて県土木技術職員ＯＢで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（ＤＲＳ）」の派遣を受ける旨明記。

【静岡県熱海市の土石流災害を踏まえて】

１．盛土規制の強化

一般Ｐ47（Ｐ45）

県の盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う旨明記。

２．安否不明者等の氏名公表

一般Ｐ210（Ｐ208)、地震Ｐ63（Ｐ66）

要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、県等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表する旨明記。

３．道路啓開訓練の実施

一般Ｐ130（Ｐ128）

国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める旨明記。

４．備蓄拠点の設置及び資機材の配備

一般Ｐ38（Ｐ38）

災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める旨明記。

【近年の施策の進展等を踏まえて】

１．持続可能な開発目標（SDGs）の取組の推進

一般Ｐ１（Ｐ１）

（SDGs）の観点を踏まえ、目標 11「住み続けられるまちづくりを」及び 13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組を推進する旨明記。

２．デジタル技術を活用した防災対策の推進

一般Ｐ24（Ｐ24）、地震Ｐ17（Ｐ18）

効果的・効率的な防災対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める旨明記。

３．気候変動を踏まえた防災対策の推進

一般Ｐ27（Ｐ27）、地震Ｐ17（Ｐ18）

「Eco－DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進並びに水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する旨明記。

【防災基本計画の修正内容を踏まえて】

１．適切な避難行動の促進や避難情報の発令

一般Ｐ29（Ｐ30）、地震Ｐ19（Ｐ20）

消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を明記。

一般Ｐ228（Ｐ226）

避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う旨明記。

【その他主な改正内容】

１.「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険渓流」の削除

一般Ｐ38（Ｐ38）

『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』の施行と、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」、これらの総称としての「土砂災害警戒区域等」の名称が一定程度定着したことを受け、これまで使用してきた「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険渓流」を令和６年度以降使用しないこととされるため削除するもの。

２. 空家等の状況の確認

一般Ｐ51（Ｐ49）

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める旨を明記。

３. 行政区域を超えた広域避難の調整

一般Ｐ95（Ｐ92）

行政区域を超えた広域避難の実施の具体例として、平時から広域避難等の実施に係る検討と、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結などを明記。

４. 福祉避難所の指定、配慮

一般Ｐ96（Ｐ93）

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者などの要配慮者のため、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるなど、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられた福祉避難所を必要に応じて指定するよう努めるとともに、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める旨を明記。

５．気象警報等の種類、内容の見直し

一般Ｐ178（Ｐ176）

近年の異常気象などを踏まえ、気象警報等の内容の見直しを実施。

気象警報等の種類及び内容抜粋

特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
	低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。